

## 柿田公園及び里緑地募集要項参考様式等一覧

### 柿田公園及び里緑地指定管理者の共同企業体届出要項

- 参考様式 1 柿田公園及び里緑地管理運営に係る事業計画書
- 参考様式 2 柿田公園及び里緑地管理運営に係る収支予算書
- 参考様式 3 役員氏名等届出書
- 参考様式 4 柿田公園及び里緑地管理運営に係る共同企業体届出書
- 参考様式 5 委任状及び使用印鑑届
- 参考様式 6 柿田公園及び里緑地指定管理者共同企業体協定書
- 参考様式 7 納税義務がないことの申出書
- 参考様式 8 緊急時対応要領

- 別紙 1 平面図
- 別紙 2 柿田公園及び里緑地管理運営業務仕様書
- 別紙 3 公の施設の管理運営における個人情報取扱注意事項
- 別紙 4 安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書
- 別紙 5 選定委員会における指定管理者の候補者選定方法
- 別紙 6 柿田公園及び里緑地指定管理者選定基準書

## 柿田公園及び里緑地指定管理者の共同企業体届出要項

柿田公園及び里緑地の指定管理者を複数（2団体以上）の法人又は団体が共同して行う場合は、その共同企業体が一の独立した団体として指定管理業務を行うに適した要件を備えたものであるかどうか確認をする必要がありますので、次により届出をお願いします。

### 1 要件

- (1) 共同企業体のすべての構成団体が、柿田公園及び里緑地指定管理者募集要項の「第7 応募資格」に該当していること。
- (2) 共同企業体協定書において、次の事項が定められていること。

### 2 共同企業体協定書において定める事項

- (1) 目的
- (2) 企業体の名称
- (3) 企業体の事務所の所在地
- (4) 企業体成立の時期  
指定管理期間満了後3月を経過するまでの間は、企業体を解散することができない旨
- (5) 構成員の所在地及び名称
- (6) 企業体の代表者の名称及び権限
- (7) 運営委員会に関する事項
- (8) 構成員の連帯責任
- (9) 専用の預金口座による管理
- (10) 権利義務の譲渡の禁止
- (11) 解散後の瑕疵担保責任
- (12) 責任分担表
- (13) その他

### 3 提出書類

- (1) 柿田公園及び里緑地指定管理者共同企業体届出書（別添参考様式4）
- (2) 委任状及び使用印鑑届（別添参考様式5）
- (3) 柿田公園及び里緑地指定管理者共同企業体協定書の写し（別添参考様式6）

### 4 問い合わせ先

〒446-8501 安城市桜町18番23号  
安城市役所都市整備部公園緑地課公園計画係  
電話:0566-71-2244 FAX:0566-76-0066

## 柿田公園及び里緑地管理運営に係る事業計画書

団体名	
代表者名	
所在地	
電話番号	
1 応募の理由	
2 管理運営の基本方針	
3 利用者の平等な利用及び安全な利用の確保	

4 利用者に対するサービスの向上に関する取り組み

(1) 利用者の声を管理運営に反映させる手法

(2) 利用者の安全な施設利用の確保

(3) その他

## 5 事業

(1) 指定事業（自主事業以外）

(2) 自主事業（自主財源で行う事業）

## 6 組織体制及び従事させる人員の配置予定

労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮

※障害者の雇用人数、雇用率及び障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率の達成状況を記載すること（同法に基づく障害者雇用義務の対象外である法人等はその旨を記載すること）

7 従事させる者の研修及び資質向上計画

8 緊急時の対応・安全対策

9 個人情報保護に関する措置

10 その他

柿田公園及び里緑地の管理運営に係る収支予算書

自主事業費の合計  千円

単位 千円

収入の部	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
自主事業収入					
計	0	0			0

支出の部	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
自主事業費					
〇〇事業					
〇〇事業					
〇〇事業					
計	0	0			0

※消費税率はすべての期間において10%で計算するものとし、税込み額を記入する。

※自主事業は、自主財源で行う事業を指す。

柿田公園及び里緑地管理運営に係る収支予算書

指定管理料の合計  千円

単位 千円

収入の部	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
指定管理料					
指定事業収入					
合計	0	0			0

支出の部	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
施設管理費					
人件費					
需用費					
消耗品費					
燃料費					
印刷製本費					
電気料					
水道料					
ガス料					
修繕費					
飼料費					
〇〇費					
〇〇費					
役務費					
電信電話料					
手数料					
自動車損害保険料					
賠償保険料					
〇〇費					
〇〇費					
委託料					
ごみ収集費					
古紙収集費					
消防設備点検費					
〇〇費					
〇〇費					
〇〇委託料					
〇〇委託料					
使用料及び賃借費					
〇〇費					
〇〇費					
租税公課費					
〇〇費					
〇〇費					
その他					
〇〇費					
〇〇費					
小計	0	0			0
指定事業費					
〇〇事業					
〇〇事業					
〇〇事業					
小計	0	0			0
合計	0	0			0

※消費税率はすべての期間において10%で計算するものとし、税込み額を記入する。  
 ※指定事業は、自主財源で行う自主事業以外の事業を指す。自主事業を行う場合、収支については、別途提出する。

## 役員氏名等届出書

柿田公園及び里緑地の指定管理者の指定を受けるための申請を行うにあたり、役員氏名等を届出ます。

## 記

商号又は名称				
所在地				
役職名	フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所
備考				

※共同企業体など、構成団体が複数となる場合は、団体ごとに提出してください。

※上記の内容について、安城市暴力団排除条例に基づき、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」の2に定める排除措置の対象となる法人等に該当しないことを指定管理者指定申請書にて誓約してください。

柿田公園及び里緑地指定管理者共同企業体届出書

令和 年 月 日

安 城 市 長

(共同企業体の名称) ○○○○○○共同企業体

(代表者) 構成員 ○○市○○町○○番地  
○○株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

構成員 ○○市○○町○○番地  
○○株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

柿田公園及び里緑地の指定管理者の指定を受けるため、共同企業体を結成しましたので、届出ます。

なお、この届出書および及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

委任状及び使用印鑑届

令和 年 月 日

安 城 市 長

(共同企業体の名称) ○○○○○○共同企業体

(代表者) 構成員 ○○市○○町○○番地  
(受任者) ○○株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

構成員 ○○市○○町○○番地  
(委任者) ○○株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

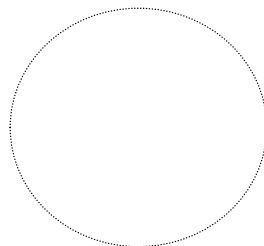
構成員（委任者○○株式会社代表取締役○○○○）は、柿田公園及び里緑地の指定管理者について、代表者（受任者○○株式会社代表取締役○○○○）を代理人と定め、市と柿田公園及び里緑地の管理協定を締結する権限その他「柿田公園及び里緑地指定管理者共同企業体協定書」において定める権限を委任します。

なお、下記の印鑑は、当該権限を行使する際に使用しますので、お届けします。

使用印

代表者印

社 印



## 柿田公園及び里緑地指定管理者共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、柿田公園及び里緑地の指定管理者としての業務（以下「指定管理業務」という。）を共同連帯して行うことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期)

第4条 企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、柿田公園及び里緑地の指定管理者に指定された場合は、指定管理期間満了後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

(代表者の名称及び権限)

第6条 企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

2 企業体の代表者は、指定管理業務に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、安城市と協議し、許認可の申請をする権限、指定管理料を請求し、受領する権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第7条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、指定管理業務の遂行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、指定管理業務の遂行に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

2 当該業務の履行に係る各構成員の業務分担等については、別表のとおりとする。

3 前項に基づく別表は、安城市及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

(預金口座)

第9条 指定管理業務に係る収支は、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって管理するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第10条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(解散後の瑕疵担保責任)

第11条 企業体が解散した後においても、指定管理業務につき瑕疵(かし)があったときは、各構成員が共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第12条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり柿田公園及び里緑地指定管理者共同企業体に関する協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

別 表

## 〇〇共同企業体責任分担表

構成員名 (団体名)	業務分担	出資金・ 出資比率等
(代表者) 〇〇株式会社	1 〇〇の管理に関する事 2 △△の運営に関する事	〇〇〇〇〇〇円 (〇〇. 〇%)
〇〇株式会社	1 〇〇の管理に関する事 2 △△の運営に関する事	〇〇〇〇〇〇円 (〇〇. 〇%)
NPO法人〇〇	1 〇〇の管理に関する事 2 △△の運営に関する事	〇〇〇〇〇〇円 (〇〇. 〇%)

注1 上記「業務分担」については、協定締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記述すること。

注2 本協定書第8条第3項の定めるところにより、上記責任分担表は、安城市及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはでき

ない。

注 3 出資が無い場合は、責任割合とする。

## 納税義務がないことの申出書

次の税については、納税義務がないことを申し出ます。

愛知県税 法人県民税、法人事業税・地方法人特別税、自動車税

安城市税 法人市民税、固定資産税、軽自動車税

※必要に応じて加除してください。

安城市長 様

令和 年 月 日

所在地

---

法人名

---

代表者名

---

## 緊急時対応要領

## (1) 施設の概要

施設名称	柿田公園、里緑地			
施設長	公園緑地課長			
所在地	柿田公園 安城市里町4丁目4番 里緑地 安城市里町4丁目2番30			
特記事項				
職員数	職種	平常時	災害時等	市職員参集人数
	常勤		人 (参集時間： 分)	0人
	アルバイト		人 (参集時間： 分)	0人
	その他		人 (参集時間： 分)	0人

※平常時は、開館日のうち平均的な配置人数を掲載すること

## (2) 避難所開設条件

## 【一般避難所】

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時  
又は震度5弱又は5強の地震が観測された時  
→施設閉館について施設所管課と協議する  
→災害対策本部の判断で必要に応じて避難所を開設する

南海トラフ周辺を震源域とする広域的な地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（ただし、当該地震によって観測された本市における最大の震度階級が0以上4以下の場合に限る。）

- ・ 地震特別警報が発表された時 又は 震度6弱以上の地震が発生した時  
→避難所を開設する

## 【事後的に避難所に指定された場合】

- ・ 災害対策本部から避難所に指定された時

## (3) 連絡体制

災害時等に円滑な連絡体制を取れるよう、互いの緊急時の連絡先を報告します。

なお、電話やFAXが使えない状態の際はメールでやり取りすること。

## &lt;施設所管課&gt;

所管課	公園緑地課公園計画係	電話 (0566) 71-2244
	担当 公園計画係長	FAX (0566) 76-0066
緊急時対応者 (正)	公園緑地課公園計画係	電話 (0566) 71-2244
	担当 公園計画係長	FAX (0566) 76-0066
緊急時対応者 (副)	環境都市推進課環境政策係	電話 (0566) 71-2280
	担当 環境政策係長	FAX (0566) 76-1184
メール	<a href="mailto:koen@city.anjo.lg.jp">koen@city.anjo.lg.jp</a> <a href="mailto:kankyo@city.anjo.lg.jp">kankyo@city.anjo.lg.jp</a>	

## &lt;指定管理者&gt;

	氏名・名称	連絡先
施設		電話
		FAX
施設長		電話
		FAX
緊急時対応者 (正)		電話
		FAX
緊急時対応者 (副)		電話
		FAX
メール		


※発災時は不慮の事故により、日頃健康で元気な人でも勤務できなくなる可能性があります。要領に記載されている必要人数を確保するため、(正) (副) 緊急時対応者以外の職員も、万が一の時は対応を行う意識でいることが大切です。

柿田公園及び里緑地災害時の業務分担区分表

災害時の施設管理業務分担	市	指定管理
施設の安全確認及び軽微な修繕	-	◎
施設の軽微な復旧作業	-	◎
利用予約のキャンセル等の対応	-	◎
<b>避難所（事後的に指定された場合を含む）運営の業務分担</b>		
避難所の開設に係る業務	◎	協力
避難所の運営に係る業務	◎	協力
避難所の運営に係る物品の手配	◎	-
公民館避難所等との連絡	◎	-
休日、夜間の参集、施設の安全確認	-	◎
休日、夜間の避難所運営、開設に係る業務	◎	-
休日、夜間の施設管理等	-	◎
設備器具等の提供	-	◎

※避難所の開設、運営については、利用者の自主運営が軌道にのるまで休日夜間を含め常時1名以上の指定管理者が施設管理を行う必要があります。



 : 指定管理区域 (3.6ha)

## 公の施設の管理運営における個人情報取扱注意事項

## (定義)

第1条 本注意事項において「管理業務」とは、公の施設の管理運営業務のことを指し、指定管理者の責任において自主的に企画・運営する事業（以下、「自主事業」という。）はこれに該当しない。

## (基本事項)

第2条 指定管理者は、管理業務及び自主事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律や関連条例、規則等（以下、「法令等」という。）を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、その適正な取扱いを図らなければならない。

## (保有の制限)

第3条 指定管理者は、管理業務を行うに当たって個人情報を保有するときは、あらかじめ本人に対し個人情報を取り扱う業務の利用目的を明確にし、管理業務の遂行に必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。個人情報を取り扱う業務の目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

## (利用及び提供の制限)

第4条 指定管理者は、管理業務に係る個人情報については、市が認める場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

## (適正管理)

第5条 指定管理者は、管理業務の遂行に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

2 指定管理者は、管理業務において取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、安全管理措置を講じなければならない。なお、具体的な安全管理措置は、個人情報保護委員会事務局が発出する「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」の「4-8（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に準ずることとする。

3 指定管理者は、管理業務及び自主事業において取り扱う個人情報の漏え

い、滅失又は毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、速やかに市に報告しなければならない。また、管理業務においては、個人情報の保護に関する法律に基づき次のとおり対応しなければならない。

- (1) 当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告すること。
- (2) 当該事態が生じた旨を本人に通知すること。
- (3) その他市が必要と認める対応を行うこと。

4 指定管理者は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

5 指定管理者は、管理業務に係る個人情報を取り扱う事務を委託してはならない。

(秘密を守る義務)

第6条 指定管理者の役員及び従業者は、管理業務を行うに当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とし、また、指定管理者の指定の期間が終了し、又はその指定が取り消された後においても同様とする。

(ファイル等作成の届出)

第7条 指定管理者は、管理業務を行うに当たって、個人を容易に検索できるような体系的に個人情報が記録されたファイル、文書等（以下「ファイル等」という。）を作成しようとするときは、市に報告しなければならない。報告した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、指定管理者の指定の期間が終了し、又はその指定が取り消された場合において、ファイル等を保有しているときは、新たに指定管理者となる者又は市にファイル等を引き渡さなければならない。新たに指定管理者となった者は、ファイル等の引渡しを受けたときは、その旨を市に報告しなければならない。

(苦情の処理)

第8条 指定管理者は、管理業務及び自主事業に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(事故等の報告)

第9条 指定管理者は、管理業務及び自主事業に係る個人情報の取扱いに関

し、前各条に違反する行為、事故等が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告しなければならない。

## 安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書

安城市長及び安城市教育委員会教育長（以下「市長等」という。）と愛知県安城警察署長（以下「警察署長」という。）は、安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除を徹底するため、相互の連絡協議体制の確立に関し、下記のとおり合意する。

## 記

## 1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務又は事業 安城市が行う次に掲げる契約その他の事務又は事業をいう。
  - ア 建設工事、設計・測量・建設コンサルタント、物件の製造請負又は買入れ、役務の提供等の調達契約
  - イ 公有財産の処分又は貸付けの契約
  - ウ 貸付金の貸付契約
  - エ 補助金、交付金等の交付
  - オ 許認可及び登録
  - カ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく公の施設の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定
  - キ その他暴力団の利益となるおそれがある事務又は事業
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (6) 暴力団関係者 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (7) 排除措置 事務又は事業が暴力団の利益とならない次に掲げる措置をいう。
  - ア 競争入札への参加資格を有する者に対する入札参加資格停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置
  - イ 申請等を拒否し、許可等を取り消すなどにより事務又は事業の相手方としないこと。
  - ウ 補助金若しくは交付金若しくは貸付金を返還させ、又は違約利息若しくは損害賠償等を求めること。
  - エ 指定管理者の指定を行わず、又は指定の取消しを行うこと。
  - オ その他暴力団を排除するために有効な措置

## 2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、(1) から (5) までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

### 3 情報交換

- (1) 市長等は、事務又は事業の相手方となり得る法人等が排除措置対象法人等に該当するか否かについて、警察署長に対し、照会書（様式第1号）により照会することができる。
- (2) 警察署長は、(1) の規定による照会を受けたときは、市長等に対し、速やかに回答書（様式第2号）により回答するものとする。
- (3) 警察署長は、(2) の規定により回答するほか、排除措置対象法人等に該当すると認めるときは、市長等に対し、速やかに通報書（様式第3号）により通報するものとする。

### 4 排除措置の要請及び措置結果の通知

- (1) 警察署長は、事務又は事業の相手方となり得る法人等が排除措置対象法人等に該当すると認める3(2)の回答又は3(3)の通報をするときは、当該回答又は通報に併せて、市長等に対し、当該法人等の当該事務又は事業からの排除措置の要請を行うものとする。
- (2) 警察署長は、市長等が講ずる排除措置に関し必要な助言をすることができる。
- (3) 市長等は、(1) の排除措置の要請に係る措置の状況を警察署長に対し通知書（様式第4号）により通知するものとする。

### 5 事務又は事業に係る妨害又は不当要求の際の措置

市長等は、事務又は事業の相手方となる法人等から、当該事務又は事業の実施に関し、妨害（不法な行為等で、事務又は事業の実施の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）（以下「妨害等」という。）を受けた旨の申出があった場合は、当該法人等に対して警察へ被害届を提出するよう指導するものとする。

### 6 支援・協力体制

- (1) 市長等は、この合意書に基づいて講ずる措置の相手方となる法人等からの妨害等が予想されるときは、警察署長に対し、警察官の出動を要請することができる。

(2) 警察署長は、市長等がこの合意書に基づく措置を講ずる際又は措置を講じた後、当該措置の相手方となる法人等からの妨害、不服申立て等の紛議が生じたときは、積極的に支援し、協力するものとする。

7 情報管理

市長等及び警察署長は、この合意書の規定に基づき取得した法人等の情報については、適正に管理し、その情報は、市長等による暴力団排除措置以外の目的に使用しないものとする。

8 その他

(1) この合意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

(2) この合意書は、平成24年4月1日から効力を発する。

(3) 平成20年2月13日付け「安城市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」は、平成24年3月31日限り廃止する。

上記事項の合意の証として本書3通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

平成24年3月30日

安 城 市 長

安城市教育委員会教育長

愛知県安城警察署長

## 選定委員会における指定管理者の候補者選定方法

### I 基本事項

- (1) 委員ごとに、採点表に示す項目ごとに採点する。  
 (2) 各委員の合計点を集計した点数（価格点を除く）が、満点の6割に満たない団体は選外とする。  
 ただし、すべての団体が、選外となった場合は、委員の協議により指定管理者の候補者を選定する。

### II 応募団体が2者の場合

- (1) 各委員ごとに合計点の高いものから順位を付け、第1位と採点した委員を多く獲得した団体を優先交渉権者、2番目に多く獲得した団体を次点交渉権者とする。（判定事例1）  
 (2) 委員の数が偶数の場合において、第1位と採点した委員が同数である場合は、各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高い団体を優先交渉権者、他方を次点交渉権者とする。（判定事例2）  
 総合計点も同点の場合は、今回の応募に係る指定の全期間における指定管理料の合計金額がより低い団体を優先交渉権者とし、次に低い団体を次点交渉権者とする。

#### 判定事例1

	団体A	団体B
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	2位
選定委員⑤	2位	1位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	4	3

第1位と採点した委員を多く（4人）獲得した〔団体A〕を優先交渉権者、〔団体B〕を次点交渉権者とする。

#### 判定事例2

	団体A	団体B
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	1位
選定委員⑤	2位	1位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	4	4
第2位と評価した委員の数	3	3
総合計点	700	690

1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員が同数であった場合は、総合計点が高い〔団体A〕を優先交渉権者、〔団体B〕を次点交渉権者とする。

1位の数及び総合計点も同数であった場合

そのうち、指定管理料の合計金額がより低い団体を優先交渉権者とし、次に低い団体を次点交渉権者とする。

## II 応募団体が3者以上の場合

(1) 各委員ごとに合計点の高いものから順位を付け、第1位と採点した委員を最も多く獲得した団体を優先交渉権者、2番目に多く獲得した団体を次点交渉権者とする。ただし、すべての委員が第1位とした団体があった場合は、その団体を優先交渉権者、第2位を最も多く獲得した団体を次点交渉権者とする。

(2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、その団体のうち第2位をより多く獲得した団体を優先交渉権者とする。(判定事例1)

ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は各委員の合計点を集計した点数(総合計点)がより高い団体を優先交渉権者とする。(判定事例2)

(3) 総合計点も同点の場合は、今回の応募に係る指定の全期間における指定管理料の合計金額がより低い団体を優先交渉権者とし、次に低い団体を次点交渉権者とする。

### 判定事例1 (委員数が7人の場合)

	団体A	団体B	団体C
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	3位	2位
選定委員④	3位	2位	1位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	3位	1位	2位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	3	3	1
第2位と評価した委員の数	2	3	

#### 1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員を最も多く(3人)獲得した団体が複数ある場合は、そのうち第2位と採点した委員をより多く獲得した〔団体B〕を優先交渉権者、〔団体A〕を次点交渉権者とする。

### 判定事例2 (委員数が7人の場合)

	団体A	団体B	団体C
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	3位	2位
選定委員④	1位	1位	3位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	3位	1位	2位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	4	4	0
第2位と評価した委員の数	2	2	
総合計点	700	690	

#### 1位および2位の数も同数であった場合

総合計点が最も高い団体〔団体A〕を優先交渉権者、次に高い団体〔団体B〕を次点交渉権者とする。

#### 1位及び2位の数も同数で、総合計点も同点であった場合

そのうち、指定管理料の合計金額が最も低い団体を優先交渉権者とし、次に低い団体を次点交渉権者とする。

## 柿田公園及び里緑地指定管理者選定基準書

区分	項目	採点					
		a	b	c	d	e	
提案内容	1 基本的な考え方	施設管理の基本方針は施設の性格や設置目的に合致しているか。	5	4	3	2	1
		市民及び利用者の平等な利用及び安全な利用が確保されているか。	5	4	3	2	1
	2 利用者に対するサービスの向上	利用者に対するサービス向上策は具体的で効果が期待できるか。利用者からの意見を運営に反映させる仕組みはあるか。	5	4	3	2	1
		安城市地区公園基本構想を反映させた自主事業の提案はあるか。	5	4	3	2	1
	3 施設の効果的な活用	収支については、無理がなく確実性があるか。また、適切な積算がされているか。	5	4	3	2	1
		経費の縮減がサービスの低下を招くおそれはないか。	5	4	3	2	1
	4 指定事業（環境学習事業）	環境基本条例が目指す環境都市の実現に資するものとなっており、第2次環境基本計画の趣旨を理解し、様々な分野で偏りなく事業が計画されているか。	5	4	3	2	1
		多様な主体（市・市民・事業者・市民団体・地域住民等）と連携した事業を計画し、協力して事業に取り組む姿勢があるか。	10	8	6	4	2
		幅広い年齢層に参加を促すための工夫はあるか。	5	4	3	2	1
		展示や体験型のコーナーの充実、情報発信の手法の工夫、特色のある提案等はあるか。	5	4	3	2	1
	5 施設の適切な管理	施設の管理を行うための十分な人員と有資格者が確保されており、施設を常に良好な状態が保てるような提案がされているか。	10	8	6	4	2
		個人情報保護等、セキュリティ対策を講じているか。	5	4	3	2	1
		緊急時・災害時に対応できる体制を取っているか。					
	6 申請団体の経営状態等	環境負荷の低減について提案がなされているか。	5	4	3	2	1
団体の経営状況は良好か。							
提案価格	提案価格	価格点 = 20 × (最低提案価格 / 当該提案価格)					
		※小数点以下は切り捨てとする					
合計（100点）							

## 評価基準

a 優れている b やや優れている c 普通 d やや劣っている e 劣っている

※ 現在柿田公園及び里緑地を管理運営している団体については、以下のとおり点数を加減します。

令和8年度の外部評価結果が「A」の場合は5点、「B」の場合は3点、「D」の場合は-3点、「E」の場合は、-5点。

※ 選定委員会における指定管理者の候補者選定方法（別紙5）の基本事項に加え、区分4の各委員の合計点を集計した点数が、区分4の満点の6割に満たない団体は選外とします。